

相模女子大学小学部 いじめ防止基本方針

2014（平成 26）年 8 月 27 日制定

2018（平成 30）年 4 月 1 日改定

2025（令和 7）年 4 月 1 日改定

I. いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

「いじめ防止対策推進法」第 2 条 1 項より

(2) いじめを防止するための基本的な方向性

- ・いじめは、どの集団でも、どの児童にも起こりうると想定し、以下の三つの視点をいじめのない学校づくりに向けた指導の基本的な方向性とします。

○いじめの未然防止 ○早期発見 ○早期解決に向けた適切な対処・措置

2. 組織の設置及び組織的な取り組み

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

- ・構成メンバーを管理職・主幹教諭・学年主任とします。また、必要に応じて養護教諭・スクールカウンセラー・スクールアドバイザー（特別支援教育コーディネーター）などの心理や福祉の専門家の参加を求めることがあります。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・いじめ事案に対して、いじめ防止対策委員会が中核となり、学校全体で組織的に取り組みます。
- ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をします。
- ・重大事態の疑いがある事案が生じた場合は、いじめ防止対策委員会が中核となって調査・報告を行います。
- ・いじめ防止に向けた「つなぐ手」（道徳教育）のカリキュラム年間計画の作成を行います。

3. いじめ未然防止及び早期発見のための取り組み

(1) 未然防止のために

- ・「生活手帳 小学部の約束」（児童版）を活用し、ルールや規律の守られた学校風土づくりをめざします。
- ・児童一人ひとりが主体的に参加・活躍できる授業づくりをめざします。
- ・学校教育活動全体及び「つなぐ手」（道徳教育）の計画に基づき、児童の豊かな心と人権感覚の育成をめざします。

- ・特別活動やたてわり班活動を通じて、集団の一員としての自覚や自信を育み、お互いを認めあえる人間関係づくりをめざします。

(2)早期発見のために

- ・児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努めます。
- ・学年会・学年主任会・職員会議・児童理解研修会等で、こまめな児童理解や情報交換を行い、はじめの早期発見に努めます。
- ・学校生活アンケート、個人面談等の実施により、児童が悩みを相談しやすい体制を整え、児童が抱える問題の実態把握に取り組みます。
- ・インターネット上で行われるいじめに対して、警察などの関係機関と連携し、状況を把握し、早期発見・早期対応に努めます。
- ・情報モラル教育を推進し、児童の意識の向上、保護者への啓発に努めます。

(3)家庭との連携

- ・学校と家庭との連携により、児童の小さな変化にも気づくことができるよう努めます。

(4)教職員の姿勢

- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方に細心の注意を払います。

4. いじめに対する措置

- ・いじめの発見・相談を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を中心として速やかに対応します。
(早期発見・早期対応)
- ・いじめに関する指導は、児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもとに行います。
- ・いじめの対応に当たっては、児童から事情や心情を丁寧に聴き取り、児童の状態に合わせた指導・支援を行います。
- ・いじめが児童の生命、身体または財産に重大被害が生じるおそれ、または生じた疑いがある場合は、速やかに神奈川県私学振興課と連携の上、必要に応じて警察・児童相談所等に協力を求め、適切に対応します。
- ・いじめの再発防止に向けて、いじめ防止対策委員会を中心とした情報共有と、全教職員での対応を実施します。

5. いじめ防止基本方針の見直し

- ・いじめ防止対策委員会は、いじめ防止基本方針が適切なものとなるよう適宜見直しを行い、いじめ防止基本方針を改定した場合は、速やかに全教職員に周知・徹底を図ります。